

平26福情答申第4号

平成26年7月23日

福岡市長 高 島 宗一郎 様

(博多区総務部課税課)

福岡市情報公開審査会

会 長 川 副 正 敏

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成25年12月2日付け博課税第180号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「在日本大韓民国民団関係施設に係る固定資産税減免に係る文書の一切(平成24年度分に限る)」の一部公開の件

答 申

第1 審査会の結論

「在日本大韓民国民団関係施設に係る固定資産税減免に係る文書の一切（平成24年度分に限る）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）については、妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成25年9月27日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 平成25年9月18日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成25年9月27日、実施機関は、本件対象文書について条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成25年11月26日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、おおむね次のように主張している。

- (1) 減免関係情報について

ア 公益性が極めて高いことにより減免を受けている固定資産については、基本的に情報を公開するのが妥当であり、特に、減免対象面積等の減免に係る部分については、公益に基づいて減免されている部分であることから、もともと市民等の利用を前提としているものであることが明らかであるところ、それについては公開するのが妥当である。

イ 名寄帳において非公開となった所在地等をはじめとする情報についても、民団側はその支部の所在についてホームページ等で自ら明らかにしているのであるから、そのような情報については公開する以外にないと考えられる。さらに、建物所有者において不動産登記法に基づく登記義務が存するものであるから、その地積等をはじめとする登記情報については明らかにされなければならない。構造や設備等も外から、あるいは市民等が利用できる内部からの目視でもわかることである。

ウ 韓国政府は、民団の運営費等について、多額の補助金を拠出している。当然のことながら、補助金の交付を通じて韓国側においても会計監査等の対象となっている団体のようなものである。実際、韓国政府から民団に毎年支給されている政府補助金の使用実態について、厳しい監査と指導がなされたことが明らかになったとの報道もあり、このことは、韓国側としても民団について公的性質があることを認めていることを示す事実である。

(2) 財団法人について

財団法人はそもそも情報公開義務があるもので、決算公告や計算書類の据置きや貸借対照表の公告も必要である（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律128条）。このような公開義務に鑑みれば、非公開とする根拠が不存在であることは明らかである。したがって、収支表、口座内訳、会計監査報告書等については公開しないとの判断は誤りである。

(3) 施設の利用状況について

本件施設の利用状況について、一般参加者の人数の記載があることから福岡市民が受講したという事実を示唆する。したがって、市民等に参加資格のある講座である（受講資格を民団関係者に限定したものではない）という前提

である。そうすると、講座の性質としては公開されているものであることが明らかである。そして、市民に利用されているということで、この税の減免を受けられているのである。よって、韓国語講座等の講師の氏名については、非公開となっているが、この判断は誤りである。

2 実施機関の主張

実施機関は、平成25年12月26日付け弁明意見書及び平成26年3月27日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、在日本大韓民国民団関係施設に係る固定資産税・都市計画税減免に関する文書であり、以下の文書が該当する。

ア「平成24年度固定資産税・都市計画税減免申請書」

納税義務者が福岡市博多区長に対し、納税義務者の住所（所在地）、氏名（名称）、納付番号、年税額、物件の表示、申請の理由を記して平成24年度の固定資産税・都市計画税の減免を申請したものである。

イ「平成24年度固定資産税・都市計画税減免伺」

上記アの内容を精査し、減免額を計算し、決裁したもので、減免率算出のために作成した資料として「財団法人福岡アジア交流会館」（減免割合を計算したもの）、「韓国会館（民団）」（各階の見取り図と部屋ごとの面積が記載されたもの）、「アジア交流会館使用状況集計表」が添付されている。

ウ「収支表」

「2011年度財団法人福岡アジア交流会館収支表（自2011年4月1日至2012年3月31日）」のことを指し、収入の科目と金額、支出の科目と金額、銀行口座内訳（銀行名・口座番号・金額）が記載されたもので、上記アの減免申請書に添付されている。

エ「会計監査報告書」

会計監査を行った結果を報告したもので、日付と監事2名の氏名が記載されており、上記アの減免申請書に添付されている。

オ「平成24年度 土地・家屋名寄帳」

納税者の博多区内の課税物件を集約し、土地所在地、家屋番号ごとに評価地目又は種類、課税地積、床面積、評価額、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額、固定資産税相当額、都市計画税相当額、軽減税額、合計税額を記載し、併せて課税物件全体についての課税標準額、減免税額、年税額、期別納付額等を記載したものである。

(3) 本件決定を行うに至った理由について

ア 非公開事由について

非公開としている部分については、特定の施設の課税状況等を公開することは地方税法第22条に規定する守秘義務に抵触するとともに、条例第7条第1号、第2号又は第6号に該当するものが含まれると判断し、本件処分を行ったものである。

イ 異議申立人の主張に対する反論について

(7) 異議申立人は、「減免関係情報については公開すべき」と主張するが、実施機関が非公開とした情報は、固定資産税の課税業務を行う上で知り得た情報であり、一般に公にされているものではなく、納税者の正当な権利利益を害するおそれがあるとともに、地方税法上の守秘義務にも抵触するから、公にすることはできない。異議申立人は「公益性が極めて高いことにより減免を受けている固定資産については公開が妥当」と主張しているが、減免に関する情報であっても、特定の納税義務者の課税情報を公開することはこれらの法令等の規定によりできないものである。

(イ) 土地・家屋名寄帳については、これらを公開すると、特定の納税者の資産の所有状況を公表することとなり、納税義務者名及びその所在地以外の部分は条例第7条第2号に該当する。また、これらは固定資産税の業務を行ううえで知り得た情報であり、地方税法第22条に規定する守秘義務に抵触す

ることから、条例第7条第6号に該当する。

また、異議申立人は「ホームページで公開している情報や登記情報は公開されるべき」と主張しているが、名寄帳に記載しているのは不動産登記簿上の地番で、ホームページ上には公開されていない。また、登記情報は、個別に法務局で調査可能であるが、名寄帳は当該法人が博多区内に所有する資産をすべて集約したものであり、固定資産税を課税するために作成されたもので、当該法人にとって極めて秘密性が高く、当該法人の正当な権利利益を害するおそれがあることは明らかである。

さらに、異議申立人は「構造や設備等も外観もしくは利用に供されている内部から目視で分かることである」と主張しているが、前記のとおり名寄帳自体が極めて秘密性が高い情報である。また、設備等については、一般に公にされているものではなく、これを公開すると、当該法人の正当な権利利益を害するおそれがある。

(ウ) 異議申立人は当該法人が「財団法人であること」を理由に公開すべき旨を主張しているが、当該法人は本件公文書公開請求時点では一般財団法人又は公益財団法人に移行していない特例民法法人であり、貸借対照表の公告等は義務付けられていない。したがって、これらの情報は一般に公にされているものではなく、公開することで当該法人の正当な権利利益を害するおそれがある。

(エ) 会計監査報告書にある監事名については、個人情報であり、法人登記簿にも記載はないことから、一般に公にされているものではなく、これを公開することは、個人の権利利益を害するおそれがある。

(オ) 異議申立人は、「会館利用状況について、講義は公開されているものであり、市民に利用されているということで減免を受けている以上、各講座の講師名については、非公開の判断は誤りである」旨主張しているが、講師名は個人情報であり、講座紹介でも講師名は記載されておらず、公にされている情報ではないので、公開することで個人の権利利益を害するおそれがある。

以上の理由により、本件一部公開決定処分は正当かつ妥当なものである。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件請求は、在日本大韓民国民団（以下「民団」という。）の関係施設（以下「本件施設」という。）に係る固定資産税減免に係る文書の一切（平成24年度分に限る。）であり、実施機関は、民団の福岡県地方本部の所在地となっている本件施設について、その所有者である一般財団法人福岡アジア交流会館（請求時点では特定民法法人であり、平成26年4月1日に一般財団法人に移行登記。）に対する平成24年度の固定資産税・都市計画税の減免申請関係の資料を対象文書として特定している。実施機関が特定した本件対象文書と非公開部分、その根拠条文について整理すると以下のとおりである。

	文書名	非公開としている部分	非公開根拠条文
ア	平成24年度固定資産税・都市計画税減免申請書及び添付書類「収支表」	納付番号, 年税額, 課税標準額, 税額, 該当面積, 減免対象税額, 減免率, 減免税額	条例第7条第6号
イ	会館利用状況	講師の氏名	条例第7条第1号
ウ	会計監査報告書	監事個人名	条例第7条第1号
エ	平成24年度固定資産税・都市計画税減免伺	納付番号, 年税額, 課税標準額, 税額, 該当面積, 減免対象税額, 減免率, 減免税額	条例第7条第2号

オ	平成24年度土地・家屋名 寄帳	土地・家屋の所在地，家屋番号，評価地目又は種類，課税地積，床面積，評価額，固定資産税課税標準額，都市計画税課税標準額，固定資産税相当額，都市計画税相当額，軽減税額，評価面積，減免税額，年税額，期別納付額等	条例第7 条第2号
---	--------------------	--	--------------

2 固定資産税・都市計画税の減免について

- (1) 固定資産税及び都市計画税の減免（以下「税の減免」という。）については，福岡州市税条例（昭和36年福岡市条例第53号）及び福岡州市税条例施行規則（昭和37年福岡市規則第29号）等により，納税義務者の申請に基づき行われるものであるが，税の減免の理由としては，災害により土地家屋が損害を受けた場合，納税義務者が生活困窮のため税を納付することが困難な場合，土地家屋が公益的な目的に供されている場合等，種々のものがある。

そのなかでも，災害により土地家屋が損害を受けた場合，納税義務者が生活困窮のため税を納付することが困難な場合等を理由として税の減免を受けているという事実は，一般的には，個人として知られたくないもの，あるいは法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため，これらの理由による税の減免については，その税の減免の事実の有無も含めて非公開とすべきものと考えられる。一方，公益的な目的に供されていることを理由とした税の減免について，手続きが適切になされているのかを確認することは，等しく納税の義務を負う市民として，重大な関心を寄せるものであることは否定できない。

そのため，当審査会としては，公益性を理由として行われた税の減免については，このような観点を加味した上で，税の減免の有無はもとより，減免の内容についても，条例第7条各号に規定する非公開情報に該当するか否か

具体的に検証する必要がある。

3 地方税法（昭和25年法律第226号）第22条に規定する守秘義務について

地方税法第22条は、地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、懲役又は罰金に処することを定めている。

そして、ここにいう「秘密」については、当審査会における平16福情答申第13号においても言及しているとおり、一般に知られていない事実であって（非公知性）、他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するもの（秘匿性）、すなわち「実質秘」をいうと解される。

そうすると、法人に関する情報で、非公知性が認められ、秘匿性を有するものについては、公にすると当該法人の正当な利益を害するおそれがあるものと考えられ、条例第7条第2号アに該当するものと解される。

したがって、本件においては、条例第7条第2号アへの該当性を検証したものについて、さらに同条第6号該当性を判断する必要はないものと考え、次項では、各非公開部分の条例第7条第1号及び第2号該当性を検討する。

4 条例第7条第1号及び第2号の該当性について

(1) 本件施設に係る固定資産税・都市計画税の賦課に関する情報について

これらの実施機関が非公開とした情報については、特定法人の保有する不動産に係る課税情報であり、実施機関が行った税務上の調査をもとに算定されているものである。また、これらの情報に接することができる者の範囲は、地方税法で定められている閲覧制度により、当該不動産の固定資産税の「納税義務者等」に限られている。特定の土地に関わる納税の義務を始めとする課税情報については、このように、地方税法がその公開範囲を限定しているのは、法人においては、事業運営上の地位を損なうことのないように配慮したものとする趣旨であって、このことに鑑みると、仮にこれらの課税情報が公になるとすれば、当該法人の内部情報たる課税状況が明らかになり、当該法人の事業運営上

の地位が損なわれると認められるため、これらの情報については、条例第7条第2号に該当するものといえる。

(2) 本件施設に係る固定資産税・都市計画税の減免に関する情報について

これらの情報は、本件施設に対する課税分のうち、福岡市市税条例でいう減免の対象となる部分とそれによる減免の内容を示すものである。本件においては、公共性のある部分について税の減免を行っているが、この税の減免部分及び減免率等を公開することで、例えば、減免額と減免率からもとの税額が算出できるなど、他の情報と照合することにより前記(1)の課税情報を公開することとなってしまうため、これらの情報についても条例第7条第2号に該当するものといえる。また、減免申請書に添付されている収支表についても、本件施設に係る税の減免が、当該法人の性質や資産状況によるものではなく、あくまでも、本件施設が公益的な目的に供されていることを理由としているものであることに加え、当該法人は請求時点において特例民法法人であって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第59条により、計算書類等に関する規定の適用除外を受けていることを鑑みると、その収支状況を公開することは、法人の事業運営上の地位を損なうおそれがあるから、非公開が妥当である。

(3) 第4，1の表中イの会館利用状況における講師の氏名について

講師の氏名については、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第1号該当といえる。また、仮に、当該講師が事業を営む個人である場合であれば、当該事業を営む個人との関係を示す情報でもあり、条例第7条第2号に該当するものといえる。なお、条例第7条第1号、同第2号のいずれも、ただし書において公益上の必要による場合の公開を規定しているが、当該規定は、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が、個人及び法人の保護すべき正当な権利利益を上回る場合に適用されるものであり、本件における講師の氏名について、そのような必要性は認められないため、非公開が妥当である。

(4) 第4, 1の表中ウの会計監査報告書の監事名について

監事名については、個人の氏名であり条例第7条第1号の個人情報に該当する。また、監事名については法人登記等でも公になっている情報ではなく、条例第7条第1号ただし書にも該当しないため、非公開が相当である。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年12月2日	実施機関が審査会に諮問
平成25年12月26日	実施機関が弁明意見書を提出
平成26年3月27日(第2部会)	実施機関より意見聴取
平成26年4月17日(第2部会)	審議
平成26年5月19日(第2部会)	審議

第6 答申に関与した委員

川副正敏, 井上禎男, 勢一智子, 錦谷まりこ